

平成21年(行コ)第261号 公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 秋山 博 外17名

被控訴人 群馬県知事 外 1名

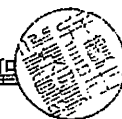
準 備 書 面 (7)

平成25年 3 月 29 日

東京高等裁判所第11民事部 御中

被控訴人兩名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖



被控訴人群馬県知事指定代理人

藤 城 和 義



同

渡 邊 恭 朗



同

佐 藤 迅



同

奈良原 宣 之



同

山 木 健 一



同

長 橋 照



本準備書面において被控訴人らは、原判決書中の口頭弁論終結日後に変更があった事項及び誤記と思われる事項について、参考までに以下のとおり申し述べる。

なお、本準備書面は、変更があった事項等の形式的な事項についての指摘であり、被控訴人らがこれまでの準備書面で説明してきた実質的な内容に言及するものではない。

また、本件は、被控訴人ら準備書面（６）で主張したように、また東京都知事らを被控訴人とする本件と同種の事件（貴庁第５民事部平成２１年（行コ）第２１３号事件，平成２５年３月２９日判決言渡。乙４１１号証。）についておって準備書面（８）をもってコメントするように、実体判断に踏み込むまでもなく失当のものとして棄却されるべき事案であって、本準備書面は、あくまでも御参考に供するためのものであり、実体判断を求める趣旨のものでないことを予めお断りしておきたい。

#### 1 【原判決書３頁２５行】

農地法施行令等の一部を改正する政令（平成２１年政令２８５号）附則１９条の規定により特定多目的ダム法施行令の該当条項が改正され、１４条の２は１４条に繰り上げられているため、「１４条の２」については、「１４条（平成２１年政令２８５号による改正前は１４条の２）」となっている。

#### 2 【原判決書４頁７行～１３行】

原判決は、河川法６０条１項の表現を調整しつつ引用しているが、同項は、国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律（平成２２年法律２０号）により一部改正され、当時の規定と現行の規定とが異なるため、「河川法第６０条は、……その２分の１……を負担する旨定め」は、現状は、「この定めは当時の負担区分。平成２２年法律２０号により河川法６０条１項の内容が一部改められているため、現行規定とは負担区分が

異なる。」ということになる。

### 3 【原判決書7頁7行・8行】

群馬県では、平成16年3月31日まではいわゆる部長制（事業部制）であり、平成17年4月1日からいわゆる理事制（担当制）になったが、平成20年11月1日から再度いわゆる部長制（事業部制）に戻った。具体的には、群馬県職員の職の設置に関する規則の一部改正（平成20年群馬県規則第101号）に基づくものである。

そのため、「理事（平成16年3月31日以前は部長）」は、現状では「部長（平成16年4月1日から平成20年10月31日までは理事。以下同じ。）」である。

### 4 【原判決書9頁15行】

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金は、平成24年6月28日に内閣府から公益認定を受け、同年7月2日に公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に移行して設立された（乙410号証の1ないし4）ため、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金」は「公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（平成24年7月2日より前は財団法人利根川・荒川水源地域対策基金。）」である。

### 5 【原判決書9頁19行】

上記4と同様に、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金」は「公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金」である。

### 6 【原判決書14頁14行・同頁15行】

章記号の引用が明らかに異なっている。

14行中「後記オ」は「後記エ」が、15行中「後記カ」は「後記オ」が、そ

れぞれ適切だったと思われる。

7 【原判決書 17 頁 4 行及び 18 頁 2 行】

群馬県企業局は、水道用水供給事業を実施しており、水道事業（いわゆる上水道事業）は実施していない。したがって、「県営水道」とするといわゆる上水道事業を実施しているように受け取られかねない。「県営水道用水供給事業」と明示した方が適切だったと思われる。

8 【原判決書 17 頁 17 行】

上記 7 と同様の理由により、厳密にいうと「群馬県水道」では文章の意味が通じないため、「群馬県における水道水」とした方が適切だったと思われる。

9 【原判決書 17 頁 22 行】

水資源開発促進法 4 条 1 項に規定する水資源開発基本計画については、同法 3 条 1 項に規定する水資源開発水系ごとに策定される。利根川・荒川水系については、正式名称としては「第五次利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」である。一般には「第 5 次利根川・荒川水系フルプラン」（原判決書 17 頁 22 行）や「第 5 次フルプラン」（原判決書 27 頁 2 行）、「フルプラン」（原判決書 27 頁 4 行・5 行）のように略して呼ばれる。

本件では、利根川荒川水系以外の水系のフルプランと誤解するおそれはないが、どの時点でのフルプランかを明示しておく方がよいので、略称を「第 5 次フルプラン」に統一した方がよかったと思われる。

10 【原判決書 19 頁 7 行】の「同様の数値」、【原判決書 30 頁 5 行～6 行、31 頁 17 行、同 22 行】の「200 分の 1 確率規模」、【原判決書 54 頁 3 行、同 12 行、59 頁 15 行】の「1/200 確率流量」は、いずれも「年超過確率

200分の1規模の流量」のことと思われる。

1 1 【原判決書21頁26行】

章見出しとして「キハツ場ダムの建設は公共事業として不要であること」とあるが、その章自体が存在しない。

1 2 【原判決書23頁1行】

原判決の時点では、原告は19名であったが、控訴状には18名の控訴人が記載されている。

1 3 【原判決書27頁14行～15行，45頁11行～12行】

前橋市，桐生市及び渋川市においては，それらの一部のみが県央第二水道用水供給事業の給水対象地域であることから（被控訴人ら準備書面（1）8頁で原審の記述を補っている。），「前橋市，桐生市，伊勢崎市，渋川市，富士見村，玉村町」は，「前橋市（一部），伊勢崎市，玉村町，桐生市（一部），渋川市（一部）」がより正確である。なお，富士見村については，平成21年5月5日をもって前橋市と合併し，前橋市となった。

1 4 【原判決書27頁23行～24行，45頁6行～7行】

太田市においては，太田市の一部のみが東部地域水道用水供給事業の給水対象地域であることから（被控訴人ら準備書面（1）13頁で原審の記述を補っている。），「太田市，館林市，板倉町，明和町，千代田町，大泉町，邑楽町」は，「館林市，板倉町，明和町，千代田町，邑楽町，太田市（一部），大泉町」がより正確である。

1 5 【原判決書28頁7行～8行，45頁21行～22行】

太田市においては、太田市の一部のみが東毛工業用水道事業の給水対象地域であることから（被控訴人ら準備書面（１）１３頁で原審の記述を補っている。）、  
「太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町」は、「館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町、太田市（一部）、大泉町」がより正確である。

16 原判決書の記述は、平成20年度又は平成19年度の時点のものであり、被控訴人ら準備書面（１）31頁11行で、平成23年度の時点の企業数及び工場数に更新しているため、【原判決書28頁8行】の「88社96工場」は「85社94工場」が、【原判決書45頁22行】の「平成19年度においては89社97工場に」は「平成23年4月1日現在、85社94工場に」が、それぞれより正確である。

17 【原判決書30頁4行～32頁2行】

この段落の記述については、原判決の時点から現在に至るまで、ハッ場ダム事業を巡る情勢の変化が著しく、その情勢については被控訴人らの上申書（１）及び（２）において述べたとおりであるが、さらに上申書（２）の後の経過について、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」の策定状況を中心に別途上申書（４）にとりまとめたので、御参考にされたい。

18 【原判決書37頁25行】

特定多目的ダム法7条1項の条文を部分的に引用しているが、条文とは異なる趣旨の引用になっている。「同項所定の額を勘案して」を「支払うべき利息の額を勘案して」とすると符合する。

19 【原判決書39頁2行～3行】